

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出について

平成14年9月5日
北陸電力株式会社

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、石川県知事及び志賀町長との協議を経て、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、経済産業大臣に届出いたしました。

また、本計画は、当社原子力情報コーナーで公開いたします。

・添付資料

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

・資料公開場所（9月5日より公開）

当社 原子力情報コーナー

(1)アリス館志賀（志賀町）

開館時間：9：00～16：30

休館日：年末年始（12/28～1/4）

(2)ワンダー・ラボ（富山市）

開館時間：10：30～18：30

休館日：毎週月曜日、年末年始（12/31～1/3）

以上

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法(平成11年12月17日法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表いたします。

平成14年9月5日
北陸電力株式会社

1. 修正の目的

平成14年7月の本店組織改編等を踏まえ、修正を行った。

2. 修正年月日

平成14年9月4日

3. 修正の要旨

項目	概要	修正内容
名称の修正	本店組織改編に伴う修正	本店災害対策組織名称等を以下のように修正した。 ・原子力土木復旧班 土木復旧班 ・情報班班長：原子力本部副本部長 取締役(原子力部担任)等
	富来町業務分掌変更に伴う修正	富来町通報先名称を以下のように修正した。 ・富来町総務課 富来町住民課
	指定地方行政機関再編に伴う修正	指定地方行政機関名称を以下のように修正した。 ・金沢食糧事務所 新潟食糧事務所(金沢事務所) ・中部運輸局(石川陸運支局、七尾海運支局) 北陸信越運輸局(石川運輸支局)
記載の適正化	通報様式の記載修正	通報様式を「原子力災害対策特別措置法」及び「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」の記載と整合を図る等の修正を行った。

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について規定
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、第2緊急体制発令時のオワサイトセンターへの要員派遣など緊急事態応急対策等について規定
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等について規定
第5章 その他	他の原子力事業者への協力について規定

以上